

住吉区区政会議及び専門会議公募委員募集要領

1 募集人数

(1) 区政会議：5 名

区が行う施策や事業について企画段階から区民の意見を把握し、適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関する意見を聴くための会議（年 4 回程度開催）

※詳細は「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」（資料 1）、「住吉区区政会議運営要綱」（資料 2）をご覧ください。

(2) 防災専門会議：1 名

防災の課題について、専門的な見地や地域・住民の立場から意見を求め、区の防災施策に反映させるための会議（年 3 回程度開催）

※詳細は「住吉区防災専門会議開催要綱」（資料 3）をご覧ください

(3) 地域福祉専門会議：1 名

福祉の課題について、専門的な見地や地域・住民の立場から意見を求め、区の福祉施策に反映させるための会議（年 3 回程度開催）

※詳細は「住吉区地域福祉専門会議開催要綱」（資料 4）をご覧ください。

2 応募資格

(1) 住吉区内に在住・在勤・在学または区内で事業活動を行う者

※区政会議については、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号）第 2 条第 2 項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること

(2) 令和 7 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者

(3) 原則として、現職の国または地方公共団体の議員、本市職員、就任日時点で本市の他の審議会等の委員を 3 以上兼務していない者

(4) 大阪市暴力団排除条例で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でない者

3 任期

2 年（令和 7 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日）

4 報酬

無償

5 応募方法

住吉区区政会議及び専門会議公募委員申込書（様式 1：住吉区役所のホームページからもダウンロードできます）に必要な事項を記入のうえ、小論文（テーマについては別表参照、800 字程度、様式自由）を添えて、総務課あてにメール又はファックスを送信するか、各担当窓口にお持ちいただくか郵送にて提出してください。

※小論文の様式（様式 2）も参考に添付していますので、ご利用ください。

※応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。また、応募いただいた書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しないものとします。

6 募集期間

令和7年7月1日（火曜日）から8月8日（金曜日） ※必着

※窓口での受付は、平日の午前9時～午後5時30分まで（ただし、午後0時15分～午後1時は除く）

7 選考方法

- ・ 選考会議を開催し、応募書類による1次選考、面接による2次選考を行います。
- ・ 1次選考結果はご応募いただいた方全員に、2次選考結果は面接を受けられた方全員に通知します。
- ・ 面接は9月上旬に行います。案内は1次選考の合格者に合格通知とともに送付します。
- ・ 委員に選ばれた方は氏名等公表します。

8 その他

- ・ 住吉区区政会議及び専門会議の委員に対する報酬等の支給はありません。
- ・ 応募の際に取得した個人情報、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、本選考以外の目的には使用いたしません。
- ・ 選考結果の詳細については、合格・不合格ともにお答えできません。
- ・ 不明な点等ございましたら、各担当窓口にお問い合わせください。

9 担当・応募先

別表のとおり

(別 表)

	区政会議	防災専門会議	地域福祉専門会議
小論文 テーマ	「すみよいまち えーとこ住吉」についての私の提案	「災害に強いまちづくり（住吉区）」についての私の提案	「ゆるやかなつながり」づくりを広げるために必要なこと
備考	※住吉区将来ビジョン 2028 にあげる「4つの施策の柱」 （①人がつながる、豊かな地域コミュニティの実現②多様性が尊重され、つながりの中で誰もが生きやすい社会の実現③未来を担う将来世代への支援④区政運営の充実）のうちから、興味のある分野についてご提案ください。		
担当窓口	総務課（3階 33 番窓口）	地域課（3階 36 番窓口）	福祉課（2階 26 番窓口）
電話番号	06-6694-9625	06-6694-9734	06-6694-9857
FAX 番号	06-6692-5535（共通）		
メール 送信先	総務課メールアドレス（ tu0001@city.osaka.lg.jp ） 件名「公募委員の応募について（〇〇会議）		
郵送 送付先	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55 住吉区役所〇〇課公募委員募集担当宛て		